

小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合条例第 2 号

小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例（昭和５２年小牧岩倉衛生組合条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第２号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第３号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第２項第１号本文中「以下」を「第４項において」に改め、同号ただし書を削り、同項第２号中「範囲内で」の次に「自動車等の使用距離の区分に応じて」を加え、同項第３号中「自転車等」を「自動車等」に改め、「（１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が４５,０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額と４５,０００円との差額の２分の１（その差額の２分の１が５,０００円を超えるときは、５,０００円）を４５,０００円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「自転車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第７項とし、同条第４項を同条第６項とし、同条第３項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として管理者が規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

３ 第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が管理者が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第７項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（管理者が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、５,０００円を超えない範囲内で１月当たりの駐車場等の料金に相当する額として管理者が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

４ 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額

及び前項第 1 号に定める額の合計額が 1 5 0 , 0 0 0 円を超える職員の通勤手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1 5 0 , 0 0 0 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例を適用する場合には、この条例による改正前の小牧岩倉衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。